

郵便法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、郵便法中国の損害賠償責任の免除又は制限に関する規定は部分的に憲法違反であるとの最高裁判所判決があつたことにかんがみ、国の損害賠償責任の範囲の拡大等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、郵政事業庁長官は、郵便の業務に従事する者の故意又は重大な過失により、引受け及び配達記録をす  
る郵便物(以下「記録郵便物」という。)に係る郵便の役務をその本旨に従つて提供せず、又は提供する  
ことができなかったときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害の全部  
又は一部についてこの法律の他の規定により賠償を受けることができるときは、その全部又は一部につい  
ては、この限りでないとする。

二、記録郵便物に係る郵便の役務のうち特別送達の取扱いその他総務省令で定めるものに関する一の適用に  
ついては、一中「重大な過失」とあるのは、「過失」とする。

三、現行の損害賠償の請求権者の制限に関する規定は、一の損害賠償の請求には適用されないこととする等

の規定の整備を行う。

#### 四、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置等を設ける。